

法務省民二第3014号  
平成23年12月14日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて(依命通知)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについては、平成23年4月28日付け法務省民二第1082号により当職から依命通知をしたところですが、本日、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第119号。以下「改正法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第391号。以下「改正令」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年財務省令第93号。以下「改正規則」という。)が公布・施行されました。これらの改正に伴う不動産登記事務等の取扱いについては、下記の事項に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、平成23年4月28日付け法務省民二第1082号当職依命通知は、本依命通知により変更します。

おって、本依命通知中、「法」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)を、「令」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)を、「規則」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成23年財務省令第20号)を指し、引用する条文は、いずれも改正法、改正令又は改正規則による改正後のもので

す。

## 記

### 第1 改正法等の概要

法、令及び規則は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るために改正がされた。改正事項のうち、不動産登記に関連するものは、次のとおりである。

なお、被災代替船舶に係る所有権の保存登記等に係る登録免許税の免税措置については、改正がない。

- 1 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存の登記等に係る登録免許税の免税措置について、適用対象となる登記の範囲に、警戒区域設定指示等（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示及び住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物（以下「対象区域内建物」という。）に代わるものとして新築又は取得をした建物（以下「対象区域代替建物」という。）及びその敷地の用に供される土地の所有権の保存登記等が追加された（法第39条、第40条関係）。

また、免税措置の対象となる被災者の相続人その他の政令で定める者に、被災者が代替建物の新築又は取得をすることができない場合における当該被災者の3親等内の親族で一定の要件を満たすものが追加された（令第30条第2項第5号）。

これらの追加の免税措置は、平成23年12月15日（改正法の施行の日の翌日）から平成33年3月31日までの間に受ける登記について適用されるほか、平成23年3月11日から同年12月14日（改正法の施行の日）までの間に受けた登記について準用される（改正法附則第17条第1項から第4項まで）。

なお、上記の追加部分を除く従前と同様の被災代替建物及びその敷地の登記に係る登録免許税の免税措置も、平成23年3月11日以降に受けた登記（既に免税措置を受けたものを除く。）について準用される（改正法附則第17条第2項、第4項）。

- 2 東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）又はその者の相続人等が東日本大震災により耕作若しくは養畜等の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下「被災農用地」という。）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）に代わるものとして取得をした農用地（以下「代替農用地」という。）の所有権の移転の登記及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定の登記で、平成23年12月15日から平成33年3月31日までの間に受けるものについて、登録免許税を免除することとされた（第40条の2関係）。

この免税措置は、平成23年12月15日から平成33年3月31日までの間に受ける登記について適用されるほか、平成23年3月11日から同年12月14日までの間に受けた登記について準用される（改正法附則第17条第5項、第6項）。

- 3 東日本大震災により被災した鉄道事業法（昭和61年法律第93号）第13条第1項に規定する第一種鉄道事業者（以下「鉄道事業者」という。）が東日本大震災により同法第2条第1項に規定する鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）の用に供することができなくなった鉄道施設（同法第8条第1項に規定する鉄道施設をいう。以下同じ。）であって同法第28条第1項又は第28条の2第1項若しくは第6項の届出に係るもの（以下「被災鉄道施設」という。）に代わるものとして建設する鉄道施設（以下「代替鉄道施設」という。）の敷地の用に供する土地の所有権等の移転の登記等で、平成23年12月15日から平成28年3月31日までの間に受けるものについて、登録免許税を免除することとされた（第40条の3関係）。

- 4 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に規定する業務により整備する工場等の用に供する政令で定める仮設建築物を独立行政法人中小企業整備機構が建築した場合の所有権の保存の登記で、平成23年12月15日から平成25年3月31日

までの間に受けるものについて、登録免許税を免除することとされた（第40条の4関係）。

## 第2 被災代替建物及びその敷地の登記に係る登録免許税の免税措置

### 1 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存の登記等に係る登録免許税の免税措置（法第39条第1項関係）

東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存又は移転の登記については、次の要件の下に、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間（対象区域代替建物の所有権の保存又は移転の登記にあっては、当該対象区域代替建物の新築又は取得の後（新築又は取得が改正法の施行日前であるときは、平成23年12月15日以後）1年以内）に登記を受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第39条第1項、改正法附則第17条第1項。以下この免税措置を「法第39条第1項の免税措置」という。）。

#### (1) 市町村長又は特別区の区長から証明を受けていること。

法第39条第1項の免税措置の対象となるためには、東日本大震災の被災者が滅失した建物若しくは東日本大震災により損壊したため取り壊した建物又は対象区域内建物（以下「滅失建物等」という。）の所有者（法人を含む。）であることにつき、当該滅失建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた場合でなければならない（令第30条第1項及び第2項）。

したがって、被災者本人が登記の申請をする場合のほか、当該被災者本人が死亡したときにおけるその者の相続人、合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）若しくは分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）又は当該被災者本人が被災代替建物の新築若しくは取得をすることができない場合におけるその者の3親等内の親族（令第30条第2項第5号イ及びロの要件を全て満たす者に限る。以下、この要件を満たす当該親族を「被災者同居親族」という。）が登記の申請をする場合も、法第39条第1項の免税措置の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面（以下「申請情報等」という。）と併せて、別紙様式1-1又は1-2（若しくはこれらに準ずる様式）によるり災証明書（以下「り災証明書」という。）を提供しなければならない（規則第15条第1項）。

(2) 被災者等が登記を受けること。

法第39条第1項の免税措置の対象となるのは、被災者本人が登記を受ける場合のほか、被災者が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により東日本大震災により被害を受けた建物に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合において、当該被災者本人の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは当該分割に係る分割承継法人が登記を受けるとき及び被災者同居親族が登記を受けるときである（令第30条第2項）。

被災者本人の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は、被災者本人の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を直接承継した者に限られ、権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から、更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

被災者本人の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第39条第1項の免税措置の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報等と併せて、登記所に当該相続人の戸籍の謄本又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人の登記事項証明書その他その適用を受けようとする者が当該相続人又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人に該当することを証する情報を提供しなければならない（規則第15条第2項第1号から第3号まで）。ただし、代理人の権限を証する情報として提供された登記事項証明書等で合併又は分割の事実が判明するときは、これを援用して差し支えない。また、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第36条第1項に該当するときは、当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する情報の提供を省略して差し支えない。

被災者同居親族が法第39条第1項の免税措置の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報等と併せて、次の書類を提供しなければならない（規則第15条第2項第4号）。

ア 令第30条第1項の証明を受けた者（以下「滅失建物等所有者」という。）が被災代替建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得をすることができないことを明らかにする書類（例えば、当該滅失建物等所有者が作成した被災代替建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得をすることができない旨の申出書）

イ 戸籍の謄本その他の書類で当該親族が滅失建物等所有者の3親等内の親

族であることを証する書類

ウ 滅失建物等が所在していた市町村(特別区を含む。)の市町村長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長を除く。エにおいて同じ。)又は特別区の区長若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写し又は消除された住民票の写しその他の書類で、平成23年3月10日(対象区域内建物の場合にあつては、当該対象区域内建物に係る警戒区域設定指示等が行われた日の前日)において、その適用を受けようとする者が当該滅失建物等に滅失建物等所有者と同居していたことを証するもの

エ 被災代替建物が所在する市町村(特別区を含む。)の市町村長又は特別区の区長若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写しその他の書類で、その適用を受けようとする者が当該被災代替建物の当該滅失建物等所有者と同居する者であることを証するもの(当該登記の申請の日までに当該滅失建物等所有者と同居していない場合にあつては、当該滅失建物等所有者と同居すると見込まれることを明らかにするもの)(例えば、当該滅失建物等所有者が作成した被災者同居親族と同居する予定である旨の申出書)

(3) 滅失建物等の代替建物であること。

法第39条第1項の免税措置の対象となるのは、被災代替建物であつて、次のア又はイのいずれかに該当する建物の所有権の保存又は移転の登記である。ただし、被災代替建物が対象区域代替建物である場合にあつては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月(当該対象区域代替建物が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に新築又は取得をしたものに限られる。

ア 東日本大震災に際し被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)が適用された市町村(特別区を含む。)の区域内に所在する建物(令第30条第3項ただし書)

東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村(特別区を含む。)は、別添1のとおりである。

イ 上記アに該当しない場合の次の建物

(ア) 個人が新築又は取得をした住宅用の建物(令第30条第3項第1号)

この場合における住宅用の建物は、その登記記録の表題部に記録され

た主である建物の種類が居宅、寄宿舍又は共同住宅（社宅などこれらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれらの種類以外の種類がともに記録されているものを含む。）とされているものに限られる（規則第15条第3項）。

- (4) 上記(7)以外の建物で被災代替建物であることの証明を受けた建物(令第30条第3項第2号)

この場合には、登記の申請情報等と併せて、滅失建物等の代替建物であることについての主務大臣の証明書（別紙様式2参照）を提供しなければならない（規則第15条第4項）が、上記(7)と異なり、建物の種類は問わない。

なお、主務大臣の証明については、別添2のとおりとする。

- 2 法第39条第1項の免税措置の適用を受ける建物の新築又は取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記に係る登録免許税の免税措置

被災代替建物の新築若しくは取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）若しくはその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第39条第2項。以下この免税措置を「法第39条第2項の免税措置」という。）。

法第39条第2項の免税措置の適用を受けるためには、被災代替建物の所有権の保存又は移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をしなければならない。この場合において、当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償債権であるときは、当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお、根抵当権の設定の登記については、法第39条第2項の免税措置は適用されない。

- 3 被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転の登記等に係る登録免許税の免税措置

被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記については、次の要件の下に、平成23年3

月11日から平成33年3月31日までの間（対象区域代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあっては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得の後1年以内）に登記を受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第40条第1項。以下この免税措置を「法第40条第1項の免税措置」という。）。

(1) 被災代替建物の敷地の用に供される土地であること。

被災代替建物であることについての要件等は、第2の1の(1)から(3)までのとおりであり、当該被災代替建物の敷地の用に供される土地には、「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」のほか、「敷地の用に供される見込みである土地」（下記ア）と「敷地の用に既に供されている土地」（下記イ）が含まれる。

この要件に関しては、登記の申請情報等と併せて、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げた証明書類を提供しなければならない。

（注）当該被災代替建物の敷地の用に供される土地が「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」である場合には、下記ア及びイに掲げた証明書類の提供を要しない。

ア 被災代替建物の敷地の用に供される見込みである土地（被災代替建物の表題登記のみがされている場合を含む。）

(ア) 滅失建物等より災証明書（規則第16条第1号イ）

(イ) 被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類（規則第16条第1号ロ）

法第40条第1項の免税措置の適用を受けるためには、当該土地の上に被災代替建物に該当する建物が建築される見込みがあることが必要である。したがって、建物請負契約書や建築図面の写し、請負業者や建築士からの建築の依頼を受けていることの証明などで、建築見込みの被災代替建物の種類が明記されているものなど（被災代替建物の表題登記のみがされている場合にあっては、表題登記をした際の登記完了証等）が、上記書類に該当すると考えられる。

イ 被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地

(ア) 滅失建物等より災証明書（規則第16条第2号イ）

(イ) 被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類（規則第16条第2号ロ）



この「被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地」という要件に関しては、当該被災代替建物について法第39条第1項の免税措置の適用を受けている必要があるから、その点の確認をすることができる書類であることが必要である。したがって、当該被災代替建物についての所有権の保存又は移転の登記を受けた際の登記完了証、当該登記についての申請の受付の年月日及び受付番号の情報等が、上記書類に該当すると考えられる。

(ウ) 当該土地に係る被災代替建物が「滅失建物等の代替建物であることの証明を受けた建物（令第30条第3項第2号。具体的には、個人が新築又は取得をした住宅用の建物以外の建物をいう。）」である場合には、滅失建物等の代替建物であることについての主務大臣の証明情報（上記1の(3)イ(イ)参照）の写し（規則第16条第2号ハ）

(2) 当該土地の面積が「滅失建物等の床面積の合計×6（又は2）」と「滅失建物の敷地の用に供されていた土地の面積」のいずれか大きい面積を超えないこと。

ア 法第40条第1項の免税措置の対象となる面積については、令第31条において具体的に規定され、次の面積の「いずれか大きい面積」までの部分に限り、登録免許税を免除することとされた（したがって、「いずれか大きい面積」を超える部分については、登録免許税は免除されない。）。

(ア) 滅失建物等の床面積の合計（当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に規定する建物である場合にあっては、専有部分の床面積（当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、区分所有者のそれぞれの専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して計算した面積を含む。））に6（個人が新築又は取得をした住宅用の建物（令第30条第3項第1号）にあっては、2）を乗じて計算した面積

(イ) 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積

イ アの面積要件については、登記の申請情報等と併せて、滅失建物等の床面積の合計又は滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類を提供しなければならず、この書類によって確認することとなる（規則第16条柱書き）。この書類に該当するものとしては、次のようなものが考えられる。

(ア) 滅失建物等の床面積の合計を明らかにする書類

① 滅失建物等の登記事項証明書

当該滅失建物等の登記事項証明書に記載されている床面積の合計

② 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類

固定資産評価通知書に記載されている床面積の合計

③ 罹災証明書

罹災証明書に滅失建物等の床面積の記載がされている場合は、その罹災証明書

④ 建築確認通知書等建築確認関係書類

建物が未登記である場合などは、建築確認通知書や建築確認概要書などの書面の提出が見込まれる。

(イ) 当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類

① 滅失建物等の登記事項証明書及び土地の登記事項証明書

当該滅失建物等の所在欄に記載されている土地についての登記されている地積の合計

② 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類

固定資産評価通知書に記載されている建物の所在欄に記載されている土地についての登記地積又は現況地積

③ 建築確認通知書等建築確認関係書類及び土地の登記事項証明書

建築確認通知書に記載された敷地面積又は建築確認検査済証に記載された建築場所及び当該土地についての登記事項証明書記載の面積

なお、アの面積要件の確認は、法第40条第1項の免税措置が未曾有の大災害の被災者等に係る特例として設けられたものであることを踏まえ、過度に厳格な確認とならないよう配慮する必要がある。登記事項証明書以外の書面については、その信憑性が疑われるなど特段の事情がある場合に限り、登記事項の確認等をするものとする。

また、アの「いずれか大きい面積」との要件についても、申請人から一方の面積しか提供されない場合には、その申請に係る面積が大きい面積であると考えれば足り、必ずしも両方の面積を提供させ、比較することまでは要しない。

4 法第40条第1項の免税措置の適用を受ける土地の所有権又は地上権若しく

は賃借権の取得のための資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記に係る登録免許税の免税措置

法第40条第1項の免税措置の適用を受ける土地（3の(1)参照）の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）若しくはその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該土地を目的とする抵当権の設定の登記については、当該土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第40条第2項。以下この免税措置を「法第40条第2項の免税措置」という。）。

法第40条第2項の免税措置の適用を受けるためには、法第40条第1項の免税措置の適用を受ける土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と連続して抵当権の設定の登記の申請をしなければならない。この場合において、当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償債権であるときは、当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお、根抵当権の設定の登記については、法第40条第2項の免税措置は適用されない。

## 5 登記の申請情報の記載

以下の例を参考として取り扱う。

### (1) 所有権の保存又は移転の登記

ア 敷地権の表示の登記がされている建物であって不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第2項の規定により申請する場合

法第39条第1項の免税措置の適用を受ける建物の表示の下に、「建物については東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第39条第1項により非課税」のように記載する。

イ 法第39条第1項の免税措置の適用がある建物と登録免許税が免除されない土地又は建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第39条第1項の免税措置の適用を受ける建物の表示の下に、「東日

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第39条第1項により非課税」のように記載する。

ウ 法第40条第1項の免税措置の適用がある土地と登録免許税が免除されない土地又は建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第40条第1項の免税措置の適用を受ける土地の表示の下に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第40条第1項により非課税（あるいは、一部非課税）」のように記載する。

(2) 抵当権の設定の登記

登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第39条第2項（あるいは、第40条第2項）」のように記載する。

6 課税額の算定方法

東日本大震災の被災者等が被災代替建物の代わる建物の敷地の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転の登記等については、登録免許税が免除されることとなる（法第40条第1項）が、具体的には、次のようになる。

(1) 被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第31条に規定する面積（非課税限度面積）を超えない場合

この場合は、非課税となる。

(2) 被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第31条に規定する面積（非課税限度面積）を超える場合

ア 被災代替建物の敷地の用に供される土地が1筆の土地の場合

当該土地の価額のうち、令第31条に規定する面積の部分の価額を除いた価額を課税標準とする。

（例）当該土地が300平方メートルであって、その固定資産課税台帳に登録された不動産の価格（この価格に調整割合（平成23年10月24日付け法務省民二第2504号当職依命通知参照）が適用される場合にあっては、適用後の価格。以下同じ。）が600万円の場合において、令第31条に規定する面積が200平方メートルの場合

<算出方法>

$$(600万円 \div 300\text{m}^2) \times (300\text{m}^2 - 200\text{m}^2) = 200万円 \text{ (課税標準)}$$

イ 被災代替建物の敷地の用に供される土地が複数の場合

当該複数の土地を1筆として見た上で、上記(1)の方法により算出した額を課税標準とする。

(例) 当該複数の土地が次のとおりで、令第31条に規定する面積が200平方メートルの場合

A土地 300平方メートル 固定資産課税台帳登録価格 600万円

B土地 400平方メートル 固定資産課税台帳登録価格 800万円

C土地 500平方メートル 固定資産課税台帳登録価格 1,000万円

<算出方法>

$$\{(600万円+800万円+1,000万円) \div (300m^2+400m^2+500m^2)\} \times ((300m^2+400m^2+500m^2) - 200m^2) = 2,000万円 (課税標準)$$

### 第3 代替農用地の登記に係る登録免許税の免税措置

#### 1 代替農用地に係る所有権の移転の登記に係る登録免許税の免税措置

東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）又はその者の相続人等が①被災農用地又は②対象区域内農用地に代わるものとして取得した代替農用地の所有権の移転の登記については、次の要件の下に、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間（対象区域内農用地に係る代替農用地の所有権の移転の登記にあっては、当該代替農用地の取得の後1年以内）に登記を受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第40条の2第1項。以下この免税措置を「法第40条の2第1項の免税措置」という。）。

ただし、代替農用地を対象区域内農用地に代わるものとして取得した場合にあっては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日までの間に取得をしたものに限られる。

なお、代替農用地の取得には、通常の農地の取得の場合と同様、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項各号に該当する場合等を除き、同法の許可が必要となる。

#### (1) 被災証明を受けていること。

ア 東日本大震災によりその所有する農用地（法第40条の2第1項に規定する農用地）に被害を受けた者については、被災農用地の所在地の農業委員会の証明書で被災農用地である旨等の証明（別紙様式3-1）及び代替農用地の所在地の農業委員会又は市町村の証明書で代替農用地である旨等の証明（別紙様式3-2）を添付しなければならない（規則第16条の2第1項第1号）。この被災農用地は、東日本大震災により耕作又は養畜の

用に供することができなくなった農用地であって、代替農用地の取得後においても耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれることについて当該農用地の所在地の農業委員会が証明したものでなければならない（令第31条の2第3項）。

(7) 被災農用地である旨等の証明に必要な記載事項は、次のとおりである。

- ① 被災者が農業を営む者であること（被災農用地を平成23年3月11日まで耕作又は養畜の事業の用に供していたこと。）。
- ② 東日本大震災によりその所有する農用地に被害を受けた者であること。
- ③ 代替農用地の取得後においても当該被災農用地を耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれること。
- ④ 当該被災農用地の面積

(イ) 代替農用地である旨の証明に必要な記載事項は、次のとおりである。

- ① 当該被災農用地の代替農用地であること。
- ② 当該代替農用地の面積

イ 対象区域内農用地の所有者については、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長の証明書で対象区域内農用地である旨等の証明（別紙様式3-3）及び代替農用地の所在地の農業委員会又は市町村の証明書で代替農用地である旨等の証明（別紙様式3-2）を添付しなければならない（規則第16条の2第1項第2号）。

(7) 対象区域内農用地である旨等の証明に必要な記載事項は、次のとおりである。

- ① 被災者が農業を営む者であること（対象区域内農用地を警戒区域設定指示等が行われた日まで耕作又は養畜の事業の用に供していたこと。）。
- ② 警戒区域設定指示等が行われた日において当該対象区域内農用地の所有者であること。
- ③ 当該対象区域内農用地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたこと。
- ④ 当該対象区域内農用地に係る警戒区域設定指示等が行われた日
- ⑤ 当該対象区域内農用地に係る警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されて

いる場合に限る。)

⑥ 当該対象区域内農用地の面積

(イ) 代替農用地である旨の証明に必要な記載事項は、ア(イ)の事項のほか、当該代替農用地の取得の日である。

(2) 被災農用地又は対象区域内農用地の所有者等が登記を受けること。

法第40条の2第1項の免税措置の対象となるのは、被災農用地又は対象区域内農用地の所有者である被災者本人が登記を受ける場合のほか、被災者本人が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合において、当該被災者本人の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは当該分割に係る分割承継法人が登記を受ける場合である(令第31条の2第2項)。

また、被災者本人が(1)の証明を受けた個人であって代替農用地を取得することができない場合(被災者が死亡した場合を除く。)においては、当該証明を受けた個人の3親等内の親族で農地法第2条第2項に規定する世帯員等に該当する者(以下「世帯員等」という。)が登記を受けるときも、法第40条の2第1項の免税措置の対象となる。

ア 被災者本人が登記を受ける場合

被災者本人が法第40条の2第1項の免税措置の対象となる登記を受ける場合には、当該登記の申請に(1)の証明書を添付しなければならない。

イ 被災者本人の相続人又は合併に係る合併法人若しくは分割に係る分割承継法人が登記を受ける場合

被災者本人の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は、被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を承継した者に限られ、権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から、更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

被災者本人の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第40条の2第1項の免税措置の対象となる登記を受ける場合には、当該登記の申請書に(1)の証明書及び次の区分に応じた書類を添付しなければならない(規則第16条の2第2項第1号から第3号まで)。ただし、(イ)及び(ウ)の書類については、代理人の権限を証する情報として提供された登記事項証明書等で合併若しくは分割の事実が判明するときは、これを援用して差し支

えない。また、不動産登記規則第36条第1項に該当するときは、当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する情報の提供を省略して差し支えない。

(7) 相続人

当該相続人の戸籍の謄本その他のその適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類

(4) 合併法人

当該合併法人の登記事項証明書その他の法第40条の2第1項の免税措置の適用を受けようとする者が当該合併法人に該当することを証する書類

(ウ) 分割承継法人

当該分割承継法人の登記事項証明書その他の法第40条の2第1項の免税措置の適用を受けようとする者が当該分割承継法人に該当することを証する書類並びに被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継したことを当該分割承継法人に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の2に規定する分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

ウ 世帯員等が登記を受ける場合

世帯員等が法第40条の2第1項の免税措置の対象となる登記を受ける場合には、当該登記の申請書に(1)の証明書及び代替農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書でその適用を受けようとする者が当該世帯員等に該当することを証する書類を添付しなければならない（規則第16条の2第2項第4号）。この証明は、代替農用地である旨等の証明（別紙様式3-2）において併せて証明がされる。

(3) 代替農用地の面積が被災農用地の面積の合計×1.5の面積を超えないこと。

この面積要件については、被災農用地の状況その他の事情を勘案して定める面積を超えない部分に限り、登録免許税を免除することとされ（法第40条の2第1項）、この具体的な面積については、被災農用地の面積に1.5を乗じて計算した面積の部分の面積とされた（令第31条の2第4項）。

代替農用地については、代替農用地である旨等の証明（別紙様式3-2）により、被災農用地に代わるものとして取得した農用地であることが証明さ



れるので、申請書に添付された代替農用地である旨等の証明に記載された面積の合計が被災農用地である旨等の証明又は対象区域内農用地である旨等の証明に記載された面積の合計を超えない限り、上記面積要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。

## 2 代替農用地の取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記に係る登録免許税の免税措置

代替農用地の取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）若しくはその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該代替農用地を目的とする抵当権の設定の登記については、当該代替農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第40条の2第2項。以下この免税措置を「法第40条の2第2項の免税措置」という。）。

法第40条の2第2項の免税措置の適用を受けるためには、法第40条の2第1項の免税措置の適用を受ける代替農用地の所有権の移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をしなければならない。この場合において、当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償債権であるときは、当該代替農用地の取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお、根抵当権の設定の登記については、法第40条の2第2項の免除措置は適用されない。

## 3 登記の申請情報の記載

以下の例を参考として取り扱う。

### (1) 所有権の移転の登記

法第40条の2第1項の免税措置の適用を受ける代替農用地の表示の下に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第40条の2第1項により非課税」のように記載する。

### (2) 抵当権の設定の登記

登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第40条の2第2項により非課税」のように記載する。

#### 4. 課税額の算定方法

東日本大震災の被災者等が代替農用地を取得した場合の免税措置は、具体的には、次のようになる。

- (1) 代替農用地の面積が令第31条の2第4項に規定する面積（非課税限度面積）を超えない場合

この場合は、非課税となる。

- (2) 代替農用地の面積が令第31条の2第4項に規定する面積（非課税限度面積）を超える場合

##### ア 代替農用地が1筆の土地の場合

当該代替農用地の価額のうち、令第31条の2第4項に規定する面積の部分の価額を除いた価額を課税標準とする。

(例) 当該代替農用地が300平方メートルであって、その固定資産課税台帳に登録された価格が600万円の場合において、令第31条の2第4項に規定する面積が100平方メートルのとき

<算出方法>

$$(600万円 \div 300m^2) \times (300m^2 - 100m^2 \times 1.5) = 300万円 \text{ (課税標準)}$$

##### イ 代替農用地が複数の場合

当該複数の代替農用地を1筆として見た上で、上記アの方法により算出した額を課税標準とする。

(例) 当該複数の土地が次のとおりで、令第31条の2第4項に規定する面積が200平方メートルの場合

A土地	300平方メートル	固定資産課税台帳登録価格	600万円
B土地	400平方メートル	固定資産課税台帳登録価格	800万円
C土地	500平方メートル	固定資産課税台帳登録価格	1,000万円

<算出方法>

$$\{ (600万円 + 800万円 + 1,000万円) \div (300m^2 + 400m^2 + 500m^2) \} \times ((300m^2 + 400m^2 + 500m^2) - 200m^2 \times 1.5) = 1,800万円 \text{ (課税標準)}$$

#### 第4 平成23年12月14日までに登記を受けた第2及び第3の登録免許税の免税措置の対象となる登記の取扱いについて

##### 1 登録免許税の還付の手続等

第2及び第3の登録免許税の免税措置は、平成23年3月11日から同年12月14日までの間に受けた登記（被災代替建物及びその敷地の登記について

は、改正法による改正前の法の規定により登録免許税が全て免除されたものを除く。以下同じ。)について準用される(改正法附則第17条第2項,第4項,第6項)。

第2及び第3の登録免許税の免税措置が準用される登記(以下「還付対象登記」という。)について、登録免許税の免税措置の適用を受けようとする者は、平成23年12月15日から5年を経過する日までに、登録免許税法施行令(昭和42年政令第146号)第31条第2項の請求書(昭和42年7月26日付け民事三発第794号民事局第三課長依命通知の第1号様式。以下「還付請求書」という。)に改正規則第2条各号に定める書類を添付して当該還付対象登記を受けた登記所に提出しなければならない(改正規則附則第2条)。

還付請求書の請求の理由欄には、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(又は平成23年法律第119号)附則第17条2項(又は第4項若しくは第6項)により非課税」のように記載する。

登記官は、還付対象登記を受けた者から、還付対象登記であることを証する書類を添付して登録免許税の還付の通知をすべき旨の請求の申出があった場合において、提出された書類、登記簿及び当該登記の申請書類等から還付対象登記に該当することを確認したときは、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第31条第1項に基づく通知(以下「還付通知」という。)をしなければならない。

この場合の還付対象登記であることを証する書類としては、第2及び第3の登録免許税の免税措置を受けるために登記申請に添付すべき書類が、これに当たる。これらの添付すべき書類について、り災証明書の原本が官公署に提出済みである等当該書類の原本を提出することができないやむを得ない事情があると登記官が認めるときは、当該書面の写しの提出をもって提出すべき書類が提出されたものとして取り扱って差し支えない。

なお、還付対象登記は、一定の地域に所在する不動産の登記に限定されるものではなく、また、申請人から還付対象登記であることを証する書類が提出されない限り、登記官において還付対象登記であることを確認することができない。このため、本年3月11日まで遡って調整割合が適用される登記の登録免許税の課税標準の取扱いとは異なり、登記を受けた者に対して個別に連絡をする等の必要はない。

## 2 還付通知に関する書面の取扱い

還付対象登記に係る還付請求書に添付された書類は、実質的に不動産登記規則第28条第10号の添付情報に相当する性質を持つものであるから、これらの還付通知に関する書類（還付通知、還付請求書及びその添付書類等）については、還付通知を行った後、登録免許税関係書類つづり込み帳とは別に管理し、当該還付通知に係る還付対象登記の申請情報等の保存期間の満了まで保存するものとする。

還付対象登記の申請情報等について不動産登記法第121条第2項の規定による登記簿の附属書類（土地所在図等を除く。）の閲覧の請求があった場合には、当該還付対象登記に係る還付通知に関する書類を閲覧の対象となる登記簿の附属書類として取り扱うものとする。

なお、この還付通知に関する書類は、当該還付通知に係る還付対象登記の申請情報等と共に申請書類つづり込み帳につづり込んで保存するものとするが、適切な管理が可能であれば、別つづりとして保存して差し支えない。

## 第5 代替鉄道施設に係る土地の登記の登録免許税の免税措置

### 1 代替鉄道施設に係る土地の所有権の保存の登記等の登録免許税の免税措置

東日本大震災により被災した鉄道事業者が被災鉄道施設に代わるものとして建設する代替鉄道施設で当該被災鉄道施設の状況その他の事情を勘案して令で定めるものの敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合の所有権の保存若しくは移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記（第2の3の適用を受けるものを除く。）については、次の要件の下に、平成23年12月15日から平成28年3月31日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第40条の3。以下この免税措置を「法第40条の3の免税措置」という。）。

#### (1) 免税の対象となる代替鉄道施設の範囲

法第40条の3の免税措置の対象となる代替鉄道施設は、次の要件を全て満たすものとされた。

ア 鉄道施設に係る鉄道事業の線路の沿線における東日本大震災により被災した市街地の復興のために鉄道事業法第5条第1項の許可又は同法第7条第1項の認可を受けた鉄道事業の用に供されるものであること（令第31条の3第1項第1号）。

イ 被災鉄道施設の敷地以外の土地に建設されるものであること（令第31

条の3第1項第2号)。

ウ 代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離の100分の120以下であること(令第31条の3第1項第3号)。

エ 代替鉄道施設に係る鉄道事業の線路の単線又は複線の別が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の線路と同一であること(令第31条の3第1項第4号)。

(2) 代替鉄道施設の土地の面積が次の面積を超えないこと。

法第40条の3の免税措置の対象となる面積については、令第31条の3において具体的に規定され、被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積に次のアの距離のイの距離に対する割合を乗じて計算した面積(当該面積が当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積以下である場合には、当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積)の部分に限り、登録免許税を免除することとされた。

ア 代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離

イ 被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

2 免税措置の適用を受けるための添付書類

法第40条の3の免税措置の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が当該免税措置に該当する登記であることについての国土交通大臣の証明書で、次の事項の記載があるものを添付しなければならない(規則第16条の3)。

なお、後記(7)のとおり、当該国土交通大臣の証明書には、取得した代替鉄道施設の敷地の用に供する土地の面積の合算が1の(2)の面積を超えることのないように、国土交通省において確認をした上で、当該証明に係る土地の面積が限度面積以内であることが明示される。したがって、登記官は、当該証明書の記載から、代替鉄道施設の敷地の用に供する土地の面積が免税措置の対象となる面積の限度を超えていないことについて判断することとなる。

(1) 当該登記に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権の取得をした者が法第40条の3の規定に該当する第一種鉄道事業者であること(規則第16条

の3第1号)。

- (2) 当該登記に係る土地が被災鉄道施設に代わるものとして建設される代替鉄道施設(令第31条の3第1項各号に掲げる要件(前記1(1))を満たすものに限る)の敷地の用に供されるものであること(規則第16条の3第2号)。
- (3) 被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積
- (4) 代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積
- (5) 被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離
- (6) 代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離
- (7) 代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積が、令第31条の3第2項に規定する面積を超えないこと。

## 第6 独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る登記の登録免許税の免税措置

### 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存の登記の登録免許税の免税措置

独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第13号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供する仮設建築物であって東日本大震災により著しい被害を受けた市町村の区域の復興に資するものとして建築をした建物の所有権の保存の登記については、次の要件の下に、平成23年12月15日から平成25年3月31日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さないこととされた(法第40条の4。以下この免税措置を「法第40条の4の免税措置」という。)

- (1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第130条第1項に規定する特定地域の市町村からの要請に基づき、当該市町村が所有する土地又は当該市町村が借り受けた土地の上に建築されたものであること(令第31条の4第1号)。
- (2) (1)の市町村に対し無償で貸し付けられること及び建築後1年以内に当該市町村に無償で譲渡されることが予定されていること(令第31条の4第2号)。

### 2 免税措置の適用を受けるための添付書類

法第40条の4の免税措置の適用を受けようとする場合には、その登記の申

請書に、当該登記が当該免税措置に該当する登記であることについての経済産業大臣の証明書で、次の事項の記載があるものを添付しなければならない（規則第16条の4）。

- (1) 当該登記に係る仮設建築物が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第13号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供されるものであること（規則第16条の4第1号）。
- (2) (1)の仮設建築物が令第31条の4第1号に規定する特定地域の市町村（以下「特定地域市町村」という。）が所有する土地又は当該特定地域市町村が借り受けた土地の上に建築されたものであること（規則第16条の4第2号）。
- (3) (2)の特定地域市町村に対する(1)の仮設建築物の貸付けが無償であること及びその建築の日（規則第16条の4第3号）
- (4) (2)の特定地域市町村に対する(1)の仮設建築物の譲渡が無償であること及びその譲渡の予定年月日（規則第16条の4第4号）

## 第7 被災代替船舶の登記に係る登録免許税の免税措置

被災代替船舶の登記に係る登録免許税の免税措置については、改正法による取扱いの変更はない。

### 1 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶に係る所有権の保存の登記等の免税措置

東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶に係る所有権の保存又は移転の登記については、次の要件の下に、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第41条第1項。以下この免税措置を「法第41条第1項の免税措置」という。）。

#### (1) 被災証明書類の交付を受けていること。

法第41条第1項の免税措置の対象となるためには、東日本大震災によりその所有する船舶に被害を受けた被災者（法人を含む。）又は被災者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により被災者の所有する船舶に被害を受けたことにつき、当該船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類（以下「被災証明書類」という。）を受けた場合でなければならない（令第32条第1項）。

したがって、被災者本人が登記の申請をする場合のほか、当該被災者本人が死亡したときにおけるその者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が登記の申請をする場合も、法第41条第1項の免税措置の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、被災証明書類を提供しなければならない（規則第17条第1項）。

被災証明書類は、以下のうちいずれか一つを提供すれば足りる（規則第17条第2項）。

ア 船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

イ 漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

ウ 船員法（昭和22年法律第100号）第19条の規定による報告（船舶の滅失等に限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第15条の地方運輸局長の証明があるもの

エ 船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

(2) 被災者等が登記を受けること。

法第41条第1項の免税措置の対象となるのは、被災者本人が登記を受けする場合のほか、被災者本人が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合において、当該被災者本人の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは分割に係る分割承継法人が登記を受けるときである（令第32条第2項）。

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は、被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を承継した者に限られ、権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から、更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

被災者本人の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第41条第1項の免税措置の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、登記所に当該相続人の戸籍の謄本又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人の登記事項証明書その他その適用を受けようとする者が当該相続人又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人に該当することを証する情報を提供しなければならない（規則第17条第3項）。ただし、代理人の権限を証する情報として提供された登記事項証明書等で合



併又は分割の事実が判明するときは、これを援用して差し支えない。また、船舶登記規則（平成17年法務省令第27号）第49条で準用する不動産登記規則第36条第1項に該当するときは、当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する情報の提供を省略して差し支えない。

(3) 滅失した船舶等の代替船舶であること。

法第41条第1項の免除措置の対象となる登記は、東日本大震災により滅失した船舶又は当該震災により損壊したため取り壊した船舶（以下「滅失船舶等」という。）に代わるものとして建造又は取得をした船舶であって、次のアからウまでのうちいずれかに該当する船舶の所有権の保存又は移転の登記である。

ア 個人が建造又は取得をした船舶（令第32条第3項第1号）

個人が建造又は取得をした船舶について登記を受ける場合には、その船舶が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村以外の市町村を船籍港とするものであっても、その船舶を滅失船舶等に代わるものとして取り扱って差し支えない。したがって、この場合には、登記の申請情報に滅失船舶等の代替船舶であることを証明する情報を併せて提供することを要しない。

イ 法人が建造又は取得をした船舶であって当該船舶の船籍港が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内である船舶（令第32条第3項第2号イ）

東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村は、別添1のとおりである。

ウ 法人が建造又は取得をした船舶（イに掲げるものを除く。）であって滅失船舶等の代替船舶であることの証明を受けた船舶（令第32条第3項第2号ロ）

滅失船舶等に代わるものとして建造又は取得をした船舶であることにつき主務大臣の証明を受けた船舶は、その船舶が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村以外の市町村を船籍港とするものであっても、法第41条第1項の免税措置の適用を受けることができる。この場合には、登記の申請情報等と併せて、滅失船舶等の代替船舶であることについての主務大臣の証明書（別紙様式4参照）を提供しなければならない（規則第17条第4項）。

## 2 被災代替船舶の建造又は取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置

法第41条第1項の免税措置の適用を受ける船舶（1を参照）の建造又は取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払いが賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）若しくはその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該被災代替船舶を目的とする抵当権の設定の登記については、当該被災代替船舶の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を免除することとされた（法第41条第2項。以下この免税措置を「法第41条第2項の免税措置」という。）。

法第41条第2項の免税措置の適用を受けるためには、法第41条第1項の免税措置の適用を受ける被災代替船舶の所有権の保存又は移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をしなければならない。この場合において、当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償債権であるときは、当該被災代替船舶の建造又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお、根抵当権の設定の登記については、法第39条第2項の免税措置は適用されない。

## 3 登記の申請情報の記載

以下の例を参考として取り扱う。

### (1) 所有権の保存又は移転の登記

登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第41条第1項により非課税」のように記載する。

### (2) 抵当権の設定の登記

登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第41条第2項により非課税」のように記載する。

## 東日本大震災に係る 被災者生活再建支援法の適用地域

平成 23 年 12 月 14 日現在

都道府県名	該当市町村
青森県	県内全域
岩手県	県内全域
宮城県	県内全域
福島県	県内全域
栃木県	県内全域
茨城県	県内全域
千葉県	県内全域
埼玉県	加須市のうち旧大利根町 及び旧北川辺町 久喜市
東京都	板橋区
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

## 登録免許税の建物の免税措置に係る主務大臣の証明について

被災者生活再建支援法の適用地域外で、建物（居住用を除く。）を新築又は取得した場合の主務大臣の証明については、次のとおりとする。

### 1 建物の代替性の確認について

#### (1) 被災建物の確認

建物が東日本大震災により被災したかどうかは市町村長の発行する証明書の写しにより確認する。

#### (2) 代替建物の確認

##### ① 同一敷地での代替建物の取得

被災建物の所在地と代替建物の所在地が同一であることを次のイ及びロにより確認する。

イ 申請者の申立て

ロ 請負契約書等の関係書類

##### ② ①以外の場合

被災建物が東日本大震災により滅失したこと若しくは損壊したため取り壊されたこと及び申請時に被災建物の敷地に申請者所有の建物が存在しないこと若しくは建設中でないことを次のイ及びロにより確認する。

イ 申請者の申立て

ロ 被災建物の閉鎖登記簿謄本、その敷地が譲渡されている場合には譲渡契約書又はその登記簿謄本、その敷地が賃貸されている場合には賃貸契約書等の関係書類

したがって、申請者から同一の主務大臣に対し、同一の被災建物について、複数の証明申請があるかどうかの確認は要するが、申請者が他の場所でどのような建物を取得しているかどうかの確認は要しない。また、被災建物と代替建物の質的代替性は問わない。

### 2 主務大臣について

主務大臣は、申請者の営む主たる事業を所管する大臣とする。

各省申請先の管轄一覧

農林水産省	<p>[東北農政局] 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県</p> <p>[関東農政局] 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県, 静岡県</p>
国土交通省	<p>[東北地方整備局] 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県</p> <p>[関東地方整備局] 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県</p> <p>[北海道運輸局] 北海道</p> <p>[東北運輸局] 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県</p> <p>[関東運輸局] 茨城県, 栃木県, 群馬県, 千葉県, 埼玉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県</p>
経済産業省	<p>[東北経済産業局] 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県</p> <p>[関東経済産業局] 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県, 静岡県</p>

主務大臣の証明書の主な申請先の一覧

所管省庁	業 種 [申請先]
厚生労働省	<p>飲食店, 理美容業, 洗濯業, 旅館業 (登録ホテル・旅館を除きます。)</p> <p>[厚生労働省健康局生活衛生課]</p> <p>東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-3595-2301</p> <p>病院・診療所</p> <p>[同省医政局指導課]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局 (医薬食品局総務課)</li> <li>・店舗販売業 (同上)</li> <li>・医療機器の販売業・賃貸業 (医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室)</li> <li>・医薬品・医薬部外品・化粧品又は医療機器の製造業 (医政局経済課)</li> <li>・医療機器の修理業 (同上)</li> <li>・卸売販売業 (同上)</li> </ul>
農林水産省	<p>農業, 林業, 水産業, 食料品製造業, 飲食料品卸売・小売業, その他農林水産関連業</p> <p>[東北農政局企画調整室]</p> <p>仙台市青葉区本町3-3-1 TEL 022-263-0564</p> <p>[関東農政局企画調整室]</p> <p>さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館</p> <p>TEL 048-740-0304</p>
国土交通省	<p>建設業, 測量業, 建設コンサルタント, 地質調査業, 補償コンサルタント, 宅地建物取引業等</p> <p>営業所の所在地を管轄する北海道開発局又は地方整備局の建設業, 測量業, 建設コンサルタント, 地質調査業, 補償コンサルタント, 宅地建物取引業等の担当課</p> <p>[東北地方整備局建政部, 用地部]</p>

仙台市青葉区二日町9-15 Tel. 022-225-2171

〔関東地方整備局建政部，用地部〕

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

Tel. 048-601-3151

運輸業，倉庫業，自動車整備業，造船・船用工業，旅行業，登録ホテル・旅館

〔北海道運輸局総務部総務課〕

札幌市中央区大通西10 札幌第2合同庁舎 Tel. 011-290-2711

〔東北運輸局総務部総務課〕

仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 Tel. 022-299-8851

〔関東運輸局総務部総務課〕

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 Tel. 045-211-7204

経済産業省 上記以外の製造業，流通業，その他の事業等

〔東北経済産業局地域経済部地域経済課〕

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 Tel. 022-221-4876

〔関東経済産業局地域経済部地域経済課〕

さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

Tel. 048-600-0253

上記以外の地域については，各担当局宛お問い合わせください。

## 東日本大震災に係るり災証明申請書

下記の建物の所有者が当該建物に被害を受けた者であることの証明を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

市 区 町 村 長 殿

(申請者) 住 所 (所在地)  
氏 名 (名 称)

建物	所 在 所有者の住所 (所在地) 所有者の氏名 (名 称)
建物の 床面積 (判明する場 合のみ記載)	
建物の所有 者との関係	<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 合併法人 <input type="checkbox"/> 分割承継法人
被害状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> ( )
(証明番号) 第 号	
上記のとおり相違ないことを証明する。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
市 町 村 長 印	

## (備考)

1. 申請者は、必要事項を記入の上、被害を受けた建物が所在していた市区町村の窓口にて提出してください。
2. 点線から下の部分は市区町村において記入しますので、申請者は記入しないでください。



## 東日本大震災に係るり災証明申請書

下記の建物が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第39条に規定する「警戒区域設定指示等が行われた日において、当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物」であることの証明を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

(申請者) 住所(所在地)  
氏名(名称)

建物	所 在 所有者の住所(所在地) 所有者の氏名(名称)  <input type="checkbox"/> 警戒区域 <input type="checkbox"/> 計画的避難区域 <input type="checkbox"/> 避難指示区域 指示等が行われた日      平成〇〇年〇〇月〇〇日 (指示等が解除された日      平成〇〇年〇〇月〇〇日)
建物の 床面積 (判明する場 合のみ記載)	
建物の所有 者との関係	<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 合併法人 <input type="checkbox"/> 分割承継法人
----- (証明番号) 第      号  上記のとおり相違ないことを証明する。  <div style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</div>  <div style="text-align: right;">市 町 村 長 印</div>	

(備考)

1. 申請者は、必要事項を記入の上、警戒区域設定指示等の対象区域内にある建物が所在している市町村の窓口に提出してください。
2. 点線から下の部分は市町村において記入しますので、申請者は記入しないでください。

滅失建物等の代替建物であることの証明書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第15条第4項の規定に基づき、下記の建物が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第30条第3項第2号の規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）

記

（建物の表示） 所 在  
家屋番号  
種 類  
構 造  
床 面 積

（証明番号）第 号

上記建物は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第30条第3項第2号の規定に該当するものである旨を証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 印

被災農用地である旨等の証明願書

証 明 願

(年号) 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 殿

申請者 住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

印

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第40条の2の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の免税を受けたいので、下記農用地について

- 1 同法律施行令(平成23年政令第112号)第31条の2第3項に規定する東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することができなくなった農用地であつて、当該農用地に代わる農用地の取得後においても耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれること
- 2 平成23年3月11日において下記所有者が耕作又は養畜の事業の用に供していたことを証明願います。

記

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	H23.3.11時点の所有者名	申請者と左記との関係	被害状況(参考)
			m <sup>2</sup>		本人 相続人 合併法人 分譲継承	

注：申請者と左記との関係名欄には、被災農用地のH23.3.11時点の所有者と申請者の関係について該当するいずれかに○を付けてください。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長

印

代替農用地である旨等の証明願書

証明願

(年号) 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 殿  
(〇〇〇市町村長 殿)

申請者 住所(事務所)  
氏名(名称)  
(代表者) 印

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第40条の2の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の免税を受けたいので、下記農用地は、同条に規定する被災農用地に代わるものとして取得した農用地であることについて証明願います。

記

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	取得方法	取得年月日	代替農用地取得者と被災農用地等の証明を受けた者との関係
			m <sup>2</sup>	農地法 農業経営基盤強化促進法 その他( )		本人 相続人 合併法人 分割承継法人 世帯員等

注1: 取得方法欄には、当該農用地を農地法(昭和27年法律第229号)の規定により取得した場合は「農地法」、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定により取得した場合は「農業経営基盤強化促進法」に○を付けてください(それ以外による取得の場合はその他に○を付けた上、根拠法を括弧に記載してください。)

2 代替農用地取得者と被災農用地等の証明を受けた者との関係欄には、該当するいずれかに○を付けてください。

(注) 相続人、合併法人、分割承継法人、世帯員等は、被災農用地等の証明を受けた者が被災農用地のH23.3.11時点の所有者(対象区域内農用地の場合は指示等が行われた日における所有者)本人である場合のみ該当し得る。

※ 以下は代替農用地取得者と被災農用地等の証明を受けた者との関係欄で世帯員等に○を記載した場合のみ記載

また、代替農用地取得者(以下「取得者」という。)は被災農用地等の証明を受けた者(以下「被証明者」という。)の農地法第2条第2項に規定する世帯員等(3親等以内)に該当することについて証明願います。

取得者の被証明者との関係	取得者と被証明者の同居別	取得者の被証明者に対する耕作又は養畜の事業への従事状況
子・孫・その他( , ○親等)	同居・別居	

注: 取得者の被証明者との関係欄で、「子」、「孫」以外の場合はその他に○を付けた上、関係と親等を記載してください。なお、戸籍謄本等、世帯員等であることを証する書類を添付してください。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 印  
(〇〇〇市町村長 印)

対象区域内農用地である旨等の証明願書

証 明 願

(年号) 年 月 日

〇〇〇市町村長 殿

申請者 住所(事務所)  
氏名(名称)  
(代表者)

印

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第40条の2の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の免税を受けたいので、下記農用地について

- 1 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地であること
- 2 警戒区域設定指示等が行われた日において下記所有者が耕作又は養畜の事業の用に供していたこと

を証明願います。

記

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	指示等が行われた日における所有者名	申請者と左記との関係	指示区域名	指示等が行われた日	指示等が解除された日
			m <sup>2</sup>		本人 相続人 合法人 借継人	警戒区域 避難区域 計画的避難区域		

- 注1: 申請者と左記との関係名欄には、対象区域内農用地の警戒区域設定指示等が行われた日における所有者と申請者の関係について該当するいずれかに○を付けてください。  
注2: 指示区域名欄には、当該農用地が所在した区域「警戒区域」、「避難指示区域」、「計画的避難区域」いずれかに○を付けてください。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

〇〇〇市町村長

印

滅失船舶等の代替船舶であることの証明書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第17条第4項の規定に基づき、下記の船舶が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第32条第3項第2号ロの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 殿

申請者 所在地  
名 称

記

(船舶の表示) 船 名  
船舶の種類  
船 籍 港  
船 質  
総 トン 数

(証明番号) 第 号

上記船舶は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第32条第3項第2号ロの規定に該当するものである旨を証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 印